

## ハナミズキ基金設置規定

### (設置)

第一条 ローリー日本語補習学校(以下「本校」)は、ハナミズキ基金(以下「基金」という。)を設ける。

### (目的)

第二条 基金は、広く社会から寄付を受け入れることにより、本校生徒の日本語での学習環境の充実化をはかることを目的とする。

### (使途)

第三条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業、並びに当基金の管理に伴い生じる銀行に支払う手数料に使用するものとする。

- (1) 日本の書籍、本棚購入、並びに図書館スペース借用
- (2) 本校生徒が使用する遊具の購入
- (3) 遠足、運動会などの課外活動への支出
- (4) 本校生徒の学習環境を向上せしめ、寄付者に成果の報告が明確にできるものへの支出

### (使途の変更など)

第四条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理事長が理事会の決議を経て寄附金の使途を変更することができる。

- (1) 寄付金の目的が達せられ、その残額を他の使途に使用する場合
- (2) 使途の変更につき、適正かつ合理的な理由がある場合
- (3) 寄付金の使途の変更につき寄付者の同意が得られた場合

### (事務)

第五条 基金に関する事務は、事務局において処理する。

### (報告)

第六条 基金に対する寄付金額、事業の実施状況については、適宜当校ウェブサイトへの記載、その他の方法により報告するものとする。

### (雑則)

第七条 この規定に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

### (改廃)

第八条 この規程の改廃は理事会の議決により行うものとする。

### 附則

- (1) この規定は、2014年9月6日から施行する。
- (2) この規定の施行の際、ハナミズキ基金として受け入れている寄付金については、この規定により受け入れたものとみなす。